

公益財団法人伊東市振興公社役員等の報酬及び旅費規程

平成 25 年 4 月 1 日制定
令和 2 年 4 月 1 日改定

第 1 条（目的）

この規程は、公益財団法人伊東市振興公社（以下「公社」という。）定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

第 2 条（役員等の報酬）

役員等が職務を行うときは、その従事した日数について報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は次のとおりとする。

役員等	報酬日額
理事	5,000 円
監事	5,000 円
評議員	5,000 円

第 3 条（報酬の特例）

前条の規定にかかわらず、伊東市職員の身分を有する役員等については、報酬は支給しない。

第 4 条（旅費の支給）

役員等が公社の業務により旅行したときは、旅費を支給する。

第 5 条（旅費の種類）

旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当、宿泊料とする。

第 6 条（旅費の計算）

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

第 7 条（旅行日数）

旅行日数は業務に要した日数による。

2 原則として、鉄道旅行にあつては 400 キロメートル、水路旅行にあつては 200 キロメートル、陸路旅行にあつては 50 キロメートルに 1 日の割合とする。

第 8 条（旅費の増額及び減額）

公社は特別の事情があるときは、旅費の定額を減じ又は増額して支給することができる。

第 9 条（例外の規定）

その他旅費の支給について、本規程によりがたいときは、必要な範囲での実費を基準として公社がその都度決定する。

第 10 条（鉄道賃）

鉄道賃は、旅客運賃、急行料金、特急料金、及び指定席料金とし、その支給は次の各号に定めるところによる。

旅客運賃 その乗車に要する普通旅客運賃

急行料金 片道 50 キロメートル以上 90 キロメートル未満の旅行で、これを運行する区間に要する料金

特急料金 片道 90 キロメートル以上の旅行で、これを運行する区間に要する料金
指定席料金

ア 片道 160 キロメートル以上の旅行 その乗車に要する料金

イ 片道 160 キロメートル未満の旅行 現に支払った料金

第 11 条 (船賃)

船賃は、旅客運賃、急行料金、及び指定席料金とし、その支給は、次の各号に定めるところによる。

旅客運賃

ア 運賃の等級を設けない船舶による旅行 その乗船に要する普通旅客運賃

イ 運賃の等級を 2 階級又は 3 階級に区分する船舶による旅行 上級の運賃

ウ 運賃の等級を 4 階級以上に区分する船舶による旅行 公社が定める級の運賃

急行料金、指定席料金 必要な範囲において現に支払った料金

第 12 条 (車賃)

車賃は、必要な範囲において現に支払った運賃及び料金とする。

第 13 条 (航空賃)

航空賃は、必要な範囲において現に支払った旅客運賃とする。

第 14 条 (特別支給)

特別の事情により、特別の列車又は車両(船室)に乗車(乗船)した場合は、公社が特に必要と認めた場合に限り、その乗車(乗船)に要した実費を支給することができる。

第 15 条 (社用車)

社用自動車によって旅行したときは、鉄道賃、船賃、車賃は支給しない。

第 16 条 (日当及び宿泊料の定額)

日当は 1 日につき 1,200 円、宿泊料は 1 泊につき 12,000 円支給する。

2 次の表に定める地域への旅行における日当の額は、前項の定額の 2 分の 1 に相当する額を支給する。

区分	市	田方郡	賀茂郡	駿東郡
地域	熱海市 伊豆市 下田市 三島市 沼津市 裾野市 伊豆の国市	函南町	東伊豆町 河津町 西伊豆町	清水町 長泉町

第 17 条 (日当、宿泊料の計算)

日当は日数に応じ、宿泊料は泊数に応じて支給する。

2 水路旅行には、原則として宿泊料を支給しない。但し、やむを得ない事由により上陸し宿泊を要した場合は、この限りでない。

第 18 条 (退任、死亡者の旅費)

旅行中に退任した者は、旅行先より公社所在地まで前職相当額の旅費を支給する。

2 旅行中死亡した場合には、前項の規定に準じて旅費に相当する金額をその遺族に支給する。

第 19 条（補則）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は公社が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人伊東市振興公社の設立の登記があった日から施行する。
- 2 財団法人伊東市振興公社職員の旅費支給規程（平成 11 年 3 月 29 日制定）は、廃止する。

公益財団法人伊東市振興公社役員等の報酬及び旅費規程（旧）

平成 25 年 4 月 1 日制定

第 1 条（目的）

この規程は、公益財団法人伊東市振興公社（以下「公社」という。）定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

第 2 条（役員等の報酬）

役員等が職務を行うときは、その従事した日数について報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は次のとおりとする。

役員等	報酬日額
理事	5,000 円
監事	5,000 円
評議員	5,000 円

第 3 条（報酬の特例）

前条の規定にかかわらず、伊東市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 383 号)に規定する職員(以下「伊東市職員」という。)の身分を有する役員等については、報酬は支給しない。

第 4 条（旅費）

役員が公社の用務により旅行したときは、伊東市議会議員等の報酬及び期末勤勉手当の支給並びに費用弁償条例(昭和 22 年条例第 3 号)の例により、同条例に規定する議員等に支給する額を支給する。ただし、伊東市職員としての身分を有する役員については、伊東市職員等旅費支給条例(昭和 25 年条例第 106 号)の例により、同条例に規定する職員等に支給する額を支給する。

第 5 条（補則）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人伊東市振興公社の設立の登記があった日から施行する。
- 2 財団法人伊東市振興公社職員の旅費支給規程(平成 11 年 3 月 29 日制定)は、廃止する。